

(証券コード 5918)
2023年6月9日

株 主 各 位

愛知県半田市神明町一丁目1番地
瀧上工業株式会社
代表取締役社長 瀧上 晶 義

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

当社 https://www.takigami.co.jp/ir_information/open_information.html
より 第86回定時株主総会招集通知・報告書 をご覧ください。

株主総会資料掲載 <https://d.sokai.jp/5918/teiji/>
より 直接ご覧いただけます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県半田市神明町一丁目1番地 瀧上工業株式会社 3階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第86期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第86期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.takigami.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。
4. 株主総会の運営スタッフは検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
5. 当該書面は、法令に基づき、次に掲げる事項をのぞいております。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役(監査等委員会、監査等委員)が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、上記事項については https://www.takigami.co.jp/ir_information/open_information.html 内の第86回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項 に掲載しております。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金処分につきましては、安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としつつ、業績の推移、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおり期末配当およびその他の剰余金を処分させていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 配当総額 110,472,300円

なお、中間配当金として1株につき金50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金100円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)
	1990年4月 当社入社 1997年6月 当社取締役営業部部長 1998年6月 当社取締役名古屋支店長 1999年10月 当社取締役東部営業部長 2004年6月 当社取締役兼執行役員東部営業グループ長 2006年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長兼名古屋支店長 2007年4月 当社取締役兼執行役員営業本部長兼名古屋支店長兼企画管理室長 2007年6月 当社取締役兼執行役員管理本部管掌兼企画管理室長 2008年6月 当社常務取締役企画管理室管掌兼生産本部管掌兼工事本部管掌 2010年6月 当社代表取締役社長監査室管掌 2020年6月 当社代表取締役社長営業本部管掌兼監査室管掌 2023年4月 当社代表取締役社長 社長室管掌兼監査室管掌兼営業本部管掌 現在に至る
たき がみ まさ よし 瀧 上 晶 義	取締役候補者とした理由
再任 生年月日 1961年12月1日 所有する当社の株式数 62,071株 取締役会出席状況 (当事業年度) 13回/13回 在職年数 26年	瀧上晶義氏は、長年に亘り営業部門に携わってきた他、企画管理部門、生産部門、工事部門を経て2010年から代表取締役社長を務めるなど、事業運営全般に関する豊富な業務経験と高い知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2



こ やま けん ぞう
小 山 研 造

再任

生年月日 1959年3月21日
 所有する当社の株式数 2,026株
 取締役会出席状況 13回/13回
 (当事業年度)
 在職年数 7年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2012年 5月 瀧上建設興業株式会社取締役
 2015年 4月 当社執行役員保全本部長
 2016年 6月 当社取締役兼執行役員保全本部長兼工事本部管掌
 2018年 4月 当社取締役兼常務執行役員保全本部長兼工事本部管掌
 2019年 4月 当社取締役兼常務執行役員社長補佐兼コンプライアンス統括兼保全本部長
 2022年 4月 当社取締役兼常務執行役員社長補佐兼コンプライアンス統括兼保全本部長兼
 工事本部管掌
 2023年 4月 当社取締役兼常務執行役員社長補佐兼コンプライアンス統括兼工事本部管掌兼
 品質管理室管掌・保全本部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

小山研造氏は、当社子会社である瀧上建設興業株式会社および当社にて長年に亘り工事・保全部門に携わり、その豊富な経験と知識を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3



たき がみ さだ たか
龍 上 定 隆

再任

生年月日 1965年8月3日
所有する当社の株式数 35,921株
取締役会出席状況 13回/13回
(当事業年度)
在職年数 8年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2009年 4月 当社入社
2010年 4月 当社管理本部総務グループ部長
2012年 3月 当社管理本部副本部長兼総務グループ長
2013年 4月 当社執行役員管理本部長
2015年 4月 当社執行役員管理本部長兼生産本部購買グループリーダー
2015年 6月 当社取締役兼執行役員管理本部長兼生産本部購買グループリーダー
2017年 4月 当社取締役兼執行役員管理本部長
2019年 4月 当社取締役兼常務執行役員鉄構本部長
2020年 5月 株式会社瀧上工作所代表取締役社長
現在に至る
2023年 4月 当社取締役兼常務執行役員安全環境管理室管掌・鉄構本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

瀧上定隆氏は、主に管理部門、購買部門に従事した後、2019年より鉄構本部長として当社の鉄構事業の再生を推進しており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

むとう えいじ
武藤英司

再任

生年月日 1961年8月28日
 所有する当社の株式数 1,210株
 取締役会出席状況 (当事業年度) 13回/13回
 在職年数 5年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1986年 4月 当社入社
 2007年 6月 当社品質管理室長
 2009年 4月 当社生産本部生産管理グループ長
 2009年 7月 当社生産本部生産グループ担当部長
 2010年 4月 当社生産本部設計グループ長
 2013年 4月 当社生産本部副本部長兼設計グループリーダー
 2014年 4月 当社生産本部副本部長 (設計・管理担当) 兼設計グループリーダー
 2015年 4月 当社執行役員生産本部長
 2017年 4月 当社執行役員生産本部長兼工場長
 2018年 4月 当社執行役員鉄構生産本部長
 2018年 6月 当社取締役兼執行役員鉄構生産本部長
 2019年 4月 当社取締役兼執行役員工事本部長
 2022年 4月 当社取締役兼執行役員技術本部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

武藤英司氏は、品質・生産管理部門、鉄構部門、工事部門、技術部門等当社の主要部門に従事し、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 5



いとう たつ や
伊 藤 竜 也

再任

生年月日 1957年12月17日
所有する当社の株式数 1,110株
取締役会出席状況 13/13回
(当事業年度)
在職年数 4年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1981年 4 月 当社入社
2010年 4 月 当社工事本部工事グループ工事チーム部長
2012年12月 当社工事本部工事グループ部長
2014年 4 月 当社工事本部副本部長
2016年 4 月 当社執行役員工事本部長
2019年 4 月 当社執行役員生産本部長
2019年 6 月 当社取締役兼執行役員生産本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

伊藤竜也氏は、主に工事部門、生産部門に従事し、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 6



いわ た りょう
岩 田 亮

再任

生年月日 1962年8月30日
 所有する当社の株式数 585株
 取締役会出席状況 13回/13回
 (当事業年度)
 在職年数 2年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2018年10月 当社入社
 2019年 4月 当社管理本部長
 2020年 4月 当社執行役員管理本部長
 2021年 6月 当社取締役兼執行役員管理本部長
 2023年 4月 当社取締役兼執行役員事業創造本部管掌兼管理本部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

岩田 亮氏は、株式会社リクルートにて人事部門、株式会社岩手ホテルアンドリゾートにて管理部門、株式会社キョーイクおよび株式会社河合塾マナビス、裕進観光株式会社(ANAクラウンプラザホテル京都)において財務、総務部門の統括に携わり、その豊富な経験と知識を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 7



はま じま しん じ
浜 島 伸 治

新任

生年月日 1955年5月30日
所有する当社の株式数 0株
取締役会出席状況
(当事業年度) —
在職年数 一年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2014年1月 当社入社
2014年4月 当社営業本部名古屋営業所名古屋営業一部部長
2020年4月 当社執行役員営業本部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

浜島伸治氏は、松尾橋梁株式会社(現株式会社IHインフラシステム)、片山ストラテック株式会社(現日本ファブテック株式会社)にて橋梁営業部門に携わり、当社においてもその豊富な経験と知識を営業部門にて発揮し、当社の経営に反映させていることから、業務執行の役割を十分に果たすと共に取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役になされた場合は当該保険契約の被保険者となり、任期中に同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)
 <p>こう むら てつ や 香 村 哲 也</p> <p style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p> <p>生年月日 1961年12月6日 所有する当社の株式数 0株 取締役会出席状況 (当事業年度) 13回/13回 在職年数 2年</p>	2009年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）武豊支店支店長 2011年4月 同行稲沢支店長 2013年3月 佐橋工業株式会社 人事部長 2021年2月 当社入社 顧問 2021年6月 当社取締役常勤監査等委員 現在に至る
	監査等委員である取締役候補者とした理由
	香村哲也氏は、株式会社東海銀行および株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)にて人事部門、支店長業務等に携わり、その後も自動車部品製造会社にて人事部長を務めるなど、人事、金融、財務等に関する豊富な知識を有していることから、引き続きそれらを活かして当社経営について適切な監査を行って頂くことを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

おの 小野寺
たかみ 隆実

新任

生年月日 1957年4月4日
所有する当社の株式数 0株
取締役会出席状況
(当事業年度) —
在職年数 一年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1988年 2月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)ニューヨーク支店支店長代理
1997年1月 同行人事部次長
2004年7月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ 経営政策部長
2005年11月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 投融資企画部長
2006年6月 同社執行役員
2010年5月 同社常務執行役員
2013年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社代表取締役副社長
2018年6月 三菱UFJニコス株式会社取締役会長
2023年6月 同社特別顧問 (現任)
現在に至る

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小野寺隆実氏は、株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにて海外・人事・リスク管理部門を経て執行役員・常務執行役員を歴任し、その後も三菱UFJ証券ホールディングス株式会社にて代表取締役副社長、三菱UFJニコス株式会社にて取締役会長を務めるなど、海外・金融・証券・事業経営に関する豊富な経験と見識を有していることから、引き続きそれらの幅広い知見を活かして当社経営について適切な監査を行って頂くとともに当社経営全般に対して独立かつ中立的な立場で監督、助言等を頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3



おお 大 たき 瀧 とし 敏 ゆき 幸

新任

生年月日 1958年2月22日
 所有する当社の株式数 0株
 取締役会出席状況 (当事業年度) —
 在職年数 一年

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1999年7月 中部電力株式会社名古屋支店営業部配電課長
 2005年7月 同社販売本部配電部計画グループ部長
 2006年7月 同社三重支店営業部長
 2009年7月 同社エネルギー応用研究所長
 2011年7月 同社執行役員岡崎支店長兼流通本部付
 2014年7月 同社特別参与 中部テレコミュニケーション株式会社執行役員常務
 2017年6月 東海コンクリート工業株式会社代表取締役社長
 2020年4月 中電防災株式会社代表取締役社長 (2023年3月退任)
 現在に至る

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大瀧敏幸氏は、長年に亘って中部電力株式会社にて配電部門、営業部門の業務に携わり、その後も東海コンクリート工業株式会社、中電防災株式会社にて代表取締役社長を務めるなど、事業経営全般について豊富な経験と見識を有しているため、それらの幅広い知見を活かして当社経営について適切な監査を行って頂くとともに当社経営全般に対して独立かつ中立的な立場で監督、助言等を頂くことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小野寺隆実および大瀧敏幸の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、香村哲也氏、小野寺隆実氏、大瀧敏幸氏の者が承認された場合、当社と3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期中に同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、小野寺隆実氏、大瀧敏幸氏の選任が承認された場合、両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

以上

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果ならびに対処すべき課題

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の段階的な緩和により、社会・経済活動の正常化に向けた動きが加速し、民間消費に回復の兆しが見え始めました。一方で、ウクライナにおける紛争等に起因した急激な資源・エネルギー価格の高騰や、世界的な金融引き締めによる円安の進行により、景気の先行きは不透明さを帯びて推移しております。

橋梁業界におきましては、鋼道路橋発注量は、前年比18%減の厳しい状況で推移し、受注競争の熾烈化が続いております。一方、橋梁保全工事の発注量は堅調に推移し、橋梁保全事業の重要性はますます高くなっている環境にあります。また、鉄骨業界におきましては、民間設備投資に持ち直しの動きがみられ、首都圏の大型工事案件を中心に鉄骨需要は昨年度から同水準で推移しましたが、資材価格の高騰等、厳しい経営環境が続いています。

このような状況の中で、橋梁事業につきましては、新設橋梁、保全工事ともに大型案件を受注することができ、また、技術提案・交渉方式の対象工事において、価格交渉が成立し、工事契約締結に至ったことから、前期を大きく上回る290億6千万円の受注高となり、受注目標を達成することができました。

鉄骨事業につきましては、民間建築案件、首都圏再開発事業参入への足掛かりとして高層案件の受注にも努めた結果、42億円の受注高となり、受注目標を達成することができました。このような事業環境の下で、当社グループの当連結会計年度における総受注高は332億7千万円となり、前連結会計年度と比べて128.8%増となりました。

主な受注工事は、橋梁事業につきましては、中部地方整備局の川島大橋や木曽川大橋橋梁補修補強工事、近畿地方整備局の六甲アイランド第三高架橋、中日本高速道路(株)の浜名湖橋支承取替工事、西日本高速道路(株)の佐世保道路佐世保高架橋南(鋼上部工)工事、鉄骨部門では、品川開発プロジェクト(第1期)4街区や名古屋/次世代熱延新設工事、赤坂二丁目計画、中部電力パワーグリッド三重支社ビル新築工事等であります。

また、連結売上高につきましては、186億1千万円となり、前連結会計年度と比べて26.8%増となりました。

当連結会計年度に売上計上いたしました主な工事は、橋梁事業につきましては、西日本高速道路(株)の佐世保高架橋拡幅工事、名古屋鉄道(株)の加木屋架道橋、保全事業につきましては、中日本高速道路(株)の長良川橋床版取替工事、名港中央大橋耐震補強工事、鉄骨事業につきましては、赤坂二丁目計画、イビデン河間事業場新築工事等などであります。

最終損益につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益は10億1千万円となり、前連結会計年度と比べて633.6%増となりました。

② 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、国内建設市場においては、公共投資では、引き続き国土強靱化やインフラ老朽化対策のための予算執行等で引き続き堅調に推移すると見込まれます。一方、民間建設投資においても、企業の設備投資意欲は高く、投資需要の活発化が期待されております。しかしながら、受注競争の激化や主要資材の高騰等による厳しい状況は続くと思われま

す。このような状況を踏まえ、当社グループは中期経営計画の最終年度にあたり、基本方針と事業計画を着実に実行し、柔軟で強靱な企業体質の実現と数値目標の達成に向けて取り組んでまいります。

第87期においては、本社工場では約20億円を投じ、橋梁・鉄骨ラインに分離した生産体制に再編します。再編に併せて老朽化した溶接機やプレス機等の加工設備も一新し、生産性向上と採算改善に努め、首都圏再開発事業に対応できる生産体制を構築してまいります。

第87期の組織改編で、事業創造本部を創設し、不動産事業、海外事業等、橋梁・鉄骨事業に当てはまらないビジネスシーズを育成してグループ経営を強化してまいります。

働き方改革においては、2024年4月から建設業においても適用される時間外労働の上限規制への対応に向けて、業務効率化、生産性向上を推し進め、労働環境の改善に取り組むとともに、新人事制度・研修制度の充実により将来の幹部層として活躍できる人材を育て、働きがいのある職場環境整備に努めてまいります。

また、昨年末より、次代を担うメンバーによる瀧上グループの将来を考えるプロジェクトを立ち上げ、新中期計画の作成に向けて議論を始めております。

当社グループは、諸施策の着実な取り組みを通じて、経営目標達成と企業価値向上を目指していく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後共なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

売上および受注の状況

(金額単位：百万円、比率：%)

部門別	売上高	対前連結会計年度 増減率	受注高	対前連結会計年度 増減率
橋梁	12,225	26.8	29,064	156.6
鉄骨	2,810	42.3	4,208	30.9
小計	15,036	29.4	33,273	128.8
不動産賃貸事業	957	0.7	—	—
材料販売事業	2,342	37.4	—	—
運送事業	129	△44.7	—	—
工作機械製造事業	120	△11.1	—	—
その他の事業	30	△6.1	—	—
計	18,617	26.8	33,273	128.8

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の主なものは、鋼構造物製造事業におきましては、プラズマ切断機、不動産賃貸事業におきましては、札幌市内の認知症高齢者グループホームなどであります。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、2022年9月28日付で東京フラッグ株式会社の全株式を取得し、完全子会社としております。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

(金額単位：百万円)

区 分	第83期 2020年3月期	第84期 2021年3月期	第85期 2022年3月期	第86期 (当連結会計年度) 2023年3月期
受 注 高	10,960	15,386	14,540	33,273
売 上 高	16,318	16,181	14,678	18,617
親会社株主に帰属する 当期純利益	103	932	138	1,017
1株当たり当期純利益	47円34銭	426円86銭	63円38銭	464円28銭
純 資 産 額	34,352	36,180	37,103	38,288

- (注) 1. 当社は、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。
2. 「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（旧 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式（第83期 19,469株、第84期 18,830株、第85期 18,224株、第86期 17,214株）に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数（第83期 19,000株、第84期 18,500株、第85期 18,000株、第86期 16,600株）に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第85期の期首から適用しており、第85期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

(金額単位：百万円)

区 分	第83期 2020年3月期	第84期 2021年3月期	第85期 2022年3月期	第86期 (当事業年度) 2023年3月期
受 注 高	8,437	13,078	13,583	30,965
売 上 高	12,287	12,397	10,419	13,485
当 期 純 利 益	73	1,544	618	795
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	33円73銭	706円71銭	282円57銭	363円07銭
純 資 産 額	27,536	29,950	31,343	32,281

- (注) 1. 当社は、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。
2. 「株式交付信託（従業員向け株式交付信託）」制度に関する株式会社日本カストディ銀行（旧 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）（信託口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式（第83期 19,469株、第84期 18,830株、第85期 18,224株、第86期 17,214株）に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数（第83期 19,000株、第84期 18,500株、第85期 18,000株、第86期 16,600株）に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第85期の期首から適用しており、第85期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社出資比率	主要な事業内容
丸定産業株式会社	100百万円	100.0%	鋼板の切断・加工販売 鉄筋・建材の販売 不動産賃貸業
株式会社瀧上工作所	75	100.0	不動産賃貸業
丸定運輸株式会社	30	100.0	橋梁、鉄骨、その他鉄構物の製品輸送
瀧上建設興業株式会社	100	100.0	一般土木建築、橋梁、鉄骨、その他鉄構物の製作・施工
株式会社ケイシステック ニジューサン	3.5	100.0	工作機械、自動車用工作機械、治具等 の設計・製作及び販売
瀧上不動産株式会社	45	100.0	不動産賃貸業
東京フラッグ株式会社	20	100.0	鋼構造物業における溶接工事

(注) 2022年3月2日付にて、東京フラッグ株式会社と同社を完全子会社化するための株式譲渡契約を締結し、株式取得の実行は2022年9月28日をもって完了しております。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは橋梁、鉄骨、鉄塔、その他鉄構物の設計・製作・施工および、これらに付随する一切の工事と工作機械の設計・製作・修理を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 鋼構造物製造事業
鋼構造物の設計・製作・施工を行っております。
- ② 不動産賃貸事業
不動産賃貸ならびに管理業務を行っております。
- ③ 材料販売事業
鋼板の切断・加工販売、形鋼およびその他材料の販売を行っております。
- ④ 運送事業
橋梁・鉄骨・その他鉄構物の製品輸送を行っております。
- ⑤ 工作機械製造事業
工作機械・自動車用部品組付機等の設計・製作・修理を行っております。

(8) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

本	店	愛知県半田市	
支	店	東京支店 (東京都中央区) 大阪支店 (大阪市西区)	
営	業	所	札幌、仙台、静岡、名古屋、岐阜、広島、福岡、沖縄
工	場	本社工場、半田第二工場 (愛知県半田市)	

② 子会社

丸 定 産 業 株 式 会 社	愛知県東海市 (本社・工場)
株 式 会 社 瀧 上 工 作 所	愛知県半田市
丸 定 運 輸 株 式 会 社	愛知県東海市
瀧 上 建 設 興 業 株 式 会 社	愛知県名古屋市
株式会社ケイシステックニジューサン	愛知県岡崎市
瀧 上 不 動 産 株 式 会 社	愛知県名古屋市
東 京 フ ラ ッ グ 株 式 会 社	東京都江戸川区

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
462名	60 (増) 名

② 当社の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
315名	11 (増) 名	46.7歳	15.5年

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,175,100株
 (2) 発行済株式の総数 2,209,446株
 （自己株式488,154株を除く）
 (3) 株主数 933名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
瀧上精機工業株式会社	446千株	20.19%
Black Clover Limited	335	15.20
株式会社ジューグ	110	4.98
株式会社三菱UFJ銀行	103	4.70
瀧上茂	98	4.46
エムエム建材株式会社	69	3.12
瀧上晶義	62	2.81
日本製鉄株式会社	42	1.94
瀧上定隆	35	1.63
瀧上亮三	34	1.55

- (注) 1. 当社は自己株式488,154株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 自己株式には、「従業員向け株式交付信託」制度の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する16,600株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役へ交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	2,187株	7名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告23ページ「3. (4) 取締役の報酬等」に記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
 特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
瀧上亮三	取締役会長 (グループ関連事業管掌兼海外事業管掌)	丸定産業株式会社代表取締役会長
瀧上晶義	代表取締役社長 (監査室管掌兼営業本部管掌)	
小山研造	取締役兼常務執行役員 (社長補佐兼コンプライアンス統括 兼工事本部管掌・保全本部長)	
瀧上定隆	取締役兼常務執行役員 (鉄構本部長)	株式会社瀧上工作所代表取締役社長
武藤英司	取締役兼執行役員 (技術本部長)	
伊藤竜也	取締役兼執行役員 (生産本部長)	
岩田亮	取締役兼執行役員 (管理本部長)	
香村哲也	取締役 (常勤監査等委員)	
長谷川和彦	取締役 (監査等委員)	新東工業株式会社社外監査役
飯田英郎	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 取締役長谷川和彦氏および飯田英郎氏は、社外取締役であります。また当社は両氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 取締役香村哲也氏および長谷川和彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門等との密な連携を図るため、常勤監査等委員を選定しております。
4. 取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	浜島伸治	営業本部長
執行役員	細田雅之	工事本部長
執行役員	香川尚史	営業本部副本部長
執行役員	畠山智行	保全本部副本部長
執行役員	加納泰司	鉄構本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である社外取締役 長谷川 和彦および飯田 英郎の両氏、ならびに監査等委員である取締役 香村 哲也氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および19ページに記載の当社子会社の取締役、監査役、執行役員（すでに退任または退職者および保険期間中に当該役職に就く者を含む）を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害を補償するものであります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の額又はその算出方法に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針につきましては、2021年2月12日開催の取締役会において以下のとおり決議しております。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、株式報酬等（監査等委員である取締役を除く）で構成しております。

b.基本報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役会や監査等委員会において、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

なお、役員退職慰労金については、2020年6月26日開催の定時株主総会において廃止しており、同株主総会終結後に引き続き在任する各取締役の退任時に役員退職慰労金を打切り支給することとしております。

c.業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定

に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項を含む。）

当社の業績連動型の役員賞与は、毎年、一定の時期に支給するものとし、取締役会において、経営成績や職務執行内容等を勘案して賞与支給総額を決定し、各取締役への配分については代表取締役社長（瀧上晶義）に一任の上決定することとしております。又、監査等委員会において、その決定金額について、当該事業年度の業績や同業他社の状況等を踏まえた妥当性を検証することとしております。

当該役員賞与決定に係る業績指標は、当期純利益を採用し、各取締役の役割・担当業務の中長期的な取組等を総合的に勘案して決定することとしております。

d.非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項を含む。）

当社の非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めるものとして譲渡制限付株式を付与します。定時株主総会で選任された取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とし、定時株主総会終結後に開催される取締役会において決議し、一定の時期に付与することとしております。

当該譲渡制限付き株式の限度額は、年額35百万円（別枠）とし、譲渡制限付株式の上限は10,000株、譲渡制限期間は取締役の地位から退任するまでとしております。

e.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の基本報酬、業績連動報酬等、株式報酬等の割合は、役位、職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案して設定することとしております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等（固定報酬としての基本報酬、業績連動型の役員賞与）に対する限度額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において決議された限度額（取締役（監査等委員を除く）150百万円、監査等委員である取締役45百万円）の範囲内としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役0名）で、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また当該報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を割当てる報酬制度の導入が決議されております。譲渡制限付株式報酬制度の限度額は、年額35百万円（別枠）とし、譲渡制限付株式の上限は10,000株として決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役0名）です。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	64,150 (-)	48,250 (-)	- (-)	15,900 (-)	8 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18,900 (9,900)	18,900 (9,900)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 （うち社外取締役）	83,050 (9,900)	67,150 (9,900)	- (-)	15,900 (-)	10 (2)

(注) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬15百万円であります。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容につきましては、2022年6月29日開催の第85回定時株主総会終結後に開催の取締役会において、第86期事業年度の報酬額（固定報酬）を決定しております。

④当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役会は、当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等に対して実施された監査等委員会の審査により、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針等に適合していると確認されたことを踏まえて、当該方針決定に沿うものと判断しております。

⑤当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

監査等委員である取締役の報酬は、その職責に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。又、監査等委員である取締役の個人別の報酬につきましては、会社法の定めに基づき、株主総会で決議された報酬等に対する限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職に関する事項

取締役長谷川和彦氏は新東工業株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間に重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 お よ び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監 査 等 委 員)	長 谷 川 和 彦	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会14回の全てに出席しております。出席した取締役会においては、他の会社の役員としての知識・経験に基づき、報告事項や決議事項に関し発言を行っております。また、出席した監査等委員会においては、監査等委員として行った監査の報告をし、他の監査等委員が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	飯 田 英 郎	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会14回の全てに出席しております。出席した取締役会においては、他の会社の役員としての知識・経験に基づき、報告事項や決議事項に関し発言を行っております。また、出席した監査等委員会においては、監査等委員として行った監査の報告をし、他の監査等委員が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額

23,000千円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により監査等委員会が解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会が、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2017年6月29日付でその基本方針の一部を改正し、以下のとおりといたしております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業倫理の確立をはじめとする企業としての社会的責任を果たし、社会から信頼される企業づくりを推進するために「企業行動規範」を定め、企業行動の基本方針とする。また、その徹底を図るために、独立性のある社長直轄の組織である監査室が内部監査を定期的実施しコンプライアンスの状況を監査するとともに、組織横断的なコンプライアンス委員会を中心として役職員の教育を継続的に実施する。なお、活動状況は取締役会および監査等委員会に定期的に報告する。また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、その保存および管理に関する事項を文書管理規程に定め、取締役の閲覧要求に対して速やかに対応するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについて、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社グループ全体のリスク状況の監視および組織横断的対応は監査室および管理本部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する当社グループ全体の目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的行動計画および権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すシステムを構築する。

- ⑤ 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ各社における内部統制の構築を目指し、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。また、当社グループ各社に対して監査室が内部監査を実施し、その結果を当社グループ各社の取締役会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会は、監査室および管理本部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。なお、監査等委員会の指示の実効性を確保するため、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社グループの取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する体制を整備する。監査等委員会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の請求を行ったときは、速やかに処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部監査の実施状況

内部監査部門である「監査室」は、各部門に対して法令順守等内部監査を当事業年度において実施し、その結果を書面で代表取締役様に報告しました。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

② 子会社の管理体制

当社取締役が子会社取締役を兼務し、子会社の業務執行状況をモニタリングするとともに、監査室が当事業年度において、内部統制監査を実施しました。

③ 監査等委員監査の実効性確保

監査等委員は、当社および子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、取締役会や経営会議等重要な会議へ出席し、業務執行が適切になされているかを確認しました。また、監査室監査に同行・連携し業務監査を行い、リスク抽出を行ってまいりました。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	23,067,378	流 動 負 債	7,055,393
現 金 預 金	8,195,245	支 払 手 形 ・	4,208,596
受 取 手 形 ・	13,414,557	工 事 未 払 金 等	885,531
完 成 工 事 未 収 入 金 等	100,000	未 成 工 事 受 入 金	268,807
有 価 証 券	71,239	未 払 費 用	24,261
商 品 及 び 製 品	196,535	リ ー ス 債 務	179,419
未 成 工 事 支 出 金	644,584	賞 与 引 当 金	20,200
材 料 貯 蔵 品	445,216	工 事 損 失 引 当 金	371,243
そ の 他	27,352,520	完 成 工 事 補 償 引 当 金	17,721
固 定 資 産	27,352,520	未 払 法 人 税 等	452,077
有 形 固 定 資 産	13,593,222	そ の 他	627,534
建 物 ・ 構 築 物	1,953,451	固 定 負 債	5,075,944
機 械 ・ 運 搬 具	978,050	長 期 借 入 金	711,975
工 具 器 具 ・ 備 品	72,138	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	110,540
賃 貸 不 動 産	6,746,705	株 式 給 付 引 当 金	107,966
土 地	3,050,586	退 職 給 付 に 係 る 負 債	970,403
リ ー ス 資 産	58,119	リ ー ス 債 務	42,511
建 設 仮 勘 定	734,171	繰 延 税 金 負 債	2,731,298
無 形 固 定 資 産	79,409	そ の 他	401,248
ソ フ ト ウ エ ア	56,073	負 債 合 計	12,131,337
リ ー ス 資 産	4,994	純 資 産 の 部	
そ の 他	18,340	株 主 資 本	33,232,284
投 資 そ の 他 の 資 産	13,679,888	資 本 金	1,361,250
投 資 有 価 証 券	13,286,411	資 本 剰 余 金	403,982
そ の 他	393,476	利 益 剰 余 金	34,165,537
資 産 合 計	50,419,899	自 己 株 式	△2,698,485
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,056,277
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,043,275
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	13,002
		純 資 産 合 計	38,288,561
		負 債 純 資 産 合 計	50,419,899

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

科 目	金 額	額
完 成 工 事 高	千円	千円
完 成 工 事 原 価		18,617,121
完 成 工 事 総 利 益		16,381,329
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,235,791
営 業 利 益		1,872,476
営 業 外 収 益		363,315
受 取 利 息 配 当 金	423,039	
投 資 有 価 証 券 評 価 益	2,410	
賃 貸 収 入	36,946	
そ の 他 営 業 外 収 益	22,602	484,998
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,833	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	681	
自 己 株 式 付 随 費 用	3,673	
賃 貸 費 用	13,450	22,638
経 常 利 益		825,675
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	667,089	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	694	
負 の の れ ん 発 生 益	2,133	
そ の 他 特 別 利 益	1,150	671,067
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7,513	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	10,806	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,627	
環 境 対 策 費	7,368	29,315
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,467,427
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	522,655	
法 人 税 等 調 整 額	△72,733	449,921
当 期 純 利 益		1,017,505
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,017,505

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	20,310,737	流動負債	9,417,484
現金預金	7,107,445	支払手形	1,176,004
受取手形	22,308	工事未払金	1,562,155
完成工事未収入金	11,638,448	関係会社短期借入金	4,242,996
有価証券	100,000	リース債務	16,101
未成工事支出金	192,404	未払法人税等	212,486
商品	11,643	未成工事受入金	374,949
材料貯蔵品	70,903	未成工事受入金	885,531
その他	1,167,584	賞与引当金	136,059
固定資産	24,695,698	完成工事補償引当金	7,558
有形固定資産	8,361,830	工事損失引当金	344,243
建物・構築物	1,492,316	その他	459,398
機械・運搬具	706,349	固定負債	3,307,562
工具器具・備品	56,743	リース債務	22,250
賃貸不動産	3,832,654	繰延税金負債	2,106,291
土地	1,507,364	退職給付引当金	758,021
リース資産	32,230	株式給付引当金	107,966
建設仮勘定	734,171	その他	313,032
無形固定資産	66,069	負債合計	12,725,046
ソフトウェア	49,574	純資産の部	
リース資産	4,994	株主資本	27,250,285
その他	11,499	資本金	1,361,250
投資その他の資産	16,267,799	資本剰余金	401,542
投資有価証券	13,107,028	資本準備金	389,732
関係会社株式	2,923,445	その他資本剰余金	11,810
関係会社出資金	101,750	利益剰余金	28,185,979
長期前払費用	28,210	利益準備金	340,312
その他	107,365	その他利益剰余金	27,845,666
資産合計	45,006,436	退職慰労金積立金	35,000
		別途積立金	26,330,000
		繰越利益剰余金	1,480,666
		自己株式	△2,698,485
		評価・換算差額等	5,031,103
		その他有価証券評価差額金	5,031,103
		純資産合計	32,281,389
		負債純資産合計	45,006,436

損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

科 目	金 額
	千円
完 成 工 事 高	13,485,626
完 成 工 事 原 価	12,130,952
完 成 工 事 総 利 益	1,354,674
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,314,504
営 業 利 益	40,170
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	423,661
投 資 有 価 証 券 評 価 益	2,410
そ の 他 営 業 外 収 益	27,048
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,603
投 資 有 価 証 券 評 価 損	681
自 己 株 式 付 随 費 用	3,673
経 常 利 益	486,332
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	666,114
そ の 他 特 別 利 益	1,150
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	7,411
投 資 有 価 証 券 売 却 損	10,806
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,627
環 境 対 策 費 用	7,368
	29,214
税 引 前 当 期 純 利 益	1,124,382
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	406,251
法 人 税 等 調 整 額	△77,575
当 期 純 利 益	795,706

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

瀧上工業株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指定社員 公認会計士 端 地 忠 司
業務執行社員
指定社員 公認会計士 中 出 進 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、瀧上工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、瀧上工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

瀧上工業株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	端 地 忠 司
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	中 出 進 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、瀧上工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

瀧上工業株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 香 村 哲 也 ㊟
監査等委員 長谷川 和 彦 ㊟
監査等委員 飯 田 英 郎 ㊟

(注) 監査等委員長谷川和彦及び飯田英郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

1. 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
2. 定時株主総会 6月下旬
3. 基準日
定時株主総会 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
その他 この外必要ある場合はあらかじめ公告して基準日を定めます。
4. 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
5. 郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。
6. 住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
7. 未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
8. 単元株式数 100株
9. 公告方法 電子公告により行います。
ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
公告掲載URLは次のとおりであります。
<https://www.takigami.co.jp/>

ネットワーク



瀧上工業のネットワークについては以下のアドレスよりご確認くださいませ。

<https://www.takigami.co.jp/introduction/company.html>



株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県半田市神明町一丁目1番地
瀧上工業株式会社 3階会議室



名古屋鉄道 河和線 知多半田駅下車 徒歩17分